

相続の

ご経験は？

第1回

衆議院法制局参与 兩宮 由卓

(筆者略歴)

1975 衆議院事務局採用

2008 衆議院法制主幹

2010 衆議院農林水産委員会専門員

2011 衆議院内閣委員会専門員

2013 衆議院事務局退職

現在 衆議院法制局参与

一 はじめに

今回は、会員の皆様の身近な法律問題として相続を取り上げます。

我が国も高齢化社会が進展し、孤独死や老老介護の実態が新聞等でときどき報じられています。

そうした中、いざ相続が発生しますと相続人も高齢者の域に達して法律問題に疎くなり路頭に迷ってしまうことがあります。

一方で、戦前の戸主制度や嫡男・長子相続制度が一変して、戦後は相続人が相続財産※を平等に分ける諸子均分相続に変わりました。また、個人の権利意識が強くなり、遺産分割でもめることが多くなってきました。

※相続財産と遺産のちがいは同じ意味です。相続財産は相続人から見た財産。一方、遺産は被相続人（亡くなった方）から見た財産。

熊…ご隠居、返事がないから勝手に家
に上がらせてもらいますよ。真剣な
顔立ちで何の書をしたためているん
で？

ご隠居…わしも 齢還曆よわいを過ぎたから、

娘に遺言を書いているところだ。

熊：大変だ。ご隠居、隠し立てはご法度ですよ。八にも知らせないと。ご隠居が不治の病でもうすぐ死んじやうと。

ご隠居：これ、熊！早まるでない。わしは病気ではない。

熊：でも、死んじやうから遺言を書いているのでしょ？

ご隠居：そうではない。わしが死んだとき、皆が慌てないよう、争わないよう予め遺言を書いて、わしの財産を誰にどのくらい残すか決めておくのじやよ。そうそう、お世話になっている熊や八にも多少の財産を渡そうと思っておる。

熊：遺言はそんなときのためにあるの。

ふん。

二 筆者の相続経験

筆者が最初に経験した法律問題は相続でした。昭和48年当時、法学部の学生であった私は父が死亡し、専業主婦であった母と会社勤めであった姉たちに頼まれて相続財産を処理しようとしていました。母と子とはもともと仲が良く、

遺産分割でもめることはありませんでした。それに相続財産といっても、家族が住んでいた家と親戚に貸していた家作が一軒あったほどでした。それ以外は預貯金が少々あったぐらい。

このような状況であったので、知り合いの弁護士から紹介してもらった司法書士に相続登記をお願いすることとし、相続登記に必要な戸籍や不動産登記簿謄本などは、お金がないが時間はある私が担当することとなりました。戸籍・登記簿謄本請求に係る司法書士の旅費・日当を節約するためでした。司法書士は渋い顔をしていましたが、丁寧に教えてくれました。すべての費用は6千円で済んだかと思つていました。

でも、この方法はお忙しい読者の皆さんにはお勧めしません。なぜって、戸籍を集めるのに時間がとてもかかるからです。

最近では、市町村役場の戸籍担当者は一般市民が来ても親切丁寧に教えてくれます。しかしながら、当時は司法書士などのプロには日頃からお互い接しているので仲が良く話も通じていま

した。ところが、素人が来ると、戸籍担当者は要求されたものしか渡しませんでした。(例えば、戸籍謄本のほかに除籍謄本や原戸籍謄本も必要ですよとかアドバイスがあっても良かったのでは。)

さらに、被相続人の父が本籍地を何回か変えていたため、東京都北区、中央区、墨田区と区役所を転々とまわらなければなりません。挙句に、墨田区では、東京大空襲で戸籍が焼失したので戸籍謄本は交付できないという始末。困っていたら、その時の戸籍吏は親切に「告知書」なら交付できるので、それを基に司法書士さんに上申書を書いてもらったらどうか、それを法務局(登記所いわれる所)に提出すればよいといわれました。もう一度、足を運ばなくてよくなり、ほっとした記憶があります。

本籍は変えない方が良い。変えてしまった者は記録に残しておく

相続では、被相続人が生まれてから死ぬまでの戸籍を全て集めなければな

りません。

これは、相続人を確定するためです。そうすることによって、もし前妻との間に子供がいた場合に戸籍を全て集めることにより明らかになります。当然、前妻の子も相続人となるからです。

現在の戸籍は、夫婦と子のみで構成されています。ですから、結婚すると、たとえ親と同じ場所に住んでいても新たな戸籍が編成されます。

結婚のとき本籍を変える方がいます。例えば、最近の新婚生活は親と離れて二人だけのマンションでという方が多いかと思いますが、その時のマンションの住所地を本籍地にされる方が多いと思います。子供が生まれたとき届けやすいとか、後々に至って戸籍謄本の交付が家の近くで便利だとか、都内有数の一等地に住んでいたことを戸籍に残したいなど、さまざまな理由が挙げられます。

しかしながら、筆者の経験から本籍地はあまり変えない方が良いと思います。現在では、郵送による戸籍謄本の交付申請ができますし、わざわざ遠隔地に足を運ばなくても取れます。

もうすでに本籍地を転々とさせてしまった方は相続財産の範囲と本籍地の変遷を記録にとどめておくことをお勧めします。

三 遺産の範囲

次に大事なのが遺産の範囲です。これが決まれば、遺産分割はほぼ決まったようなものです。

遺産の範囲なんか簡単だよと思われる読者もいらっしやると思いますが、どっこのこれでもめることがしばしばあります。

子への贈与額は毎年111万円

例えば、賢明な読者諸氏は子供が生まれると、子供名義で預貯金を始められた経験があるのでは。それも平成12

年までは年60万円以下に抑え、平成13年以降は年110万円まで積立ててい

ませんか。その理由は贈与税の基礎控除額がそれぞれ60万円、110万円でしたので贈与税はかからないと計算して…。

これがいいけません。なぜなら、生まれたばかりの子が贈与を受けたと認識

していますか？ さらに、子供名義の通帳の印鑑が親と同じであったり、通帳を管理しているのが親となれば、明らかに名義だけ借りて通帳を作ったと

税務署から言われても反論できません。これを名義預金といって、税務署

は実際通帳を管理している親の預貯金と判断しています。どうしたらよいでしょうか。私だったら、毎年111万

円の贈与税の確定申告をして贈与税を千円支払い、税務署に贈与と公に認めさせます。

もつと贈与額をもつと増やせばいいじゃないかと思う方については、贈与税は累進課税制度のため贈与額を増やすとより高い税金が課せられることを付言しておきます。

四 遺産の分割方法

(一) 遺言によるもの

遺言は相続争いを解決するに有効な手段と思われる。法曹関係者の間では「いごん」という言い方をします。意味の違いはないのですが、特別な世界の業界用語的な発音でしょうか？

話を本題に戻しますと、遺言は被相

続人が行う最後の意思表示ですから、法律はこれを最大限尊重しようとしま

す。たとえ、法定相続人の法定相続分を侵害しても、遺言どおり相続財産全てを赤の他人に遺贈することも可能で

す。ただし、法定相続人全てが同意した場合です。法定相続人には遺留分があります。非常に強い権利（※形成権）

で遺留分減殺請求が起されると遺言どおりいかなくなります。※学問上、形成権といわれるもので、

単独の意思表示によつて法律効果を生じさせることができます。具体的には、遺留分減殺請求した途端、不動産の所有権持分はその者のものとなり、他の相続人と共有関係に戻ります。

ア 遺留分、法律の保護

遺留分とは、遺族に留め置かれていく相続分です。先ほど、法律は被相続人の最後の意思表示である遺言は最大限尊重しますと言いましたが、それでも法定相続人の遺留分は侵すことができません。

法律は婚姻届・出生届・養子縁組届

をちゃんと出して家族となった者については手厚い保護を行おうとしています。

逆に、内縁の妻は婚姻届を出していませんから、法律は保護の対象外として冷徹に扱います。

ただ、法律は、相続人がだれもいなかった場合、相続財産を国庫にいきなり帰属させるのではなく、特別縁故者として内縁の妻に財産を相続させるよう規定しています。

また最近になって、最高裁は婚姻内（法律に則り従順に婚姻届を出した夫婦）の子と婚姻外の子との相続分に差を設けた規定を違憲判断しました。

父母が婚姻関係にないという子にとって選択の余地がない理由で不利益を及ぼすことは許されせんよ。家制度の遺物だった婚外子の相続分の差別規定を解消したものでした。

イ 遺言の形式

遺言には、普通方式と特別方式があります。特別方式は遭難などで死期がさし迫っているときなどに行われるものです。

普通方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言があります。

どの遺言を選ぶかは状況によって違ってきますので、読者のみなさんのご判断にお任せします。

公正証書遺言は費用（相続財産が1億円で5・4万円程度）がかかりますが、遺言が無効になることはありません。また、公正証場に原本が保管されていますので、必ず遺言の執行はさ
れたいです、故意に破棄されることもないでしょう。

ところで、公正証場はどこにあるかご存知ですか。読者の皆さんは、県庁所在地の周辺とか官公庁が集まっている所を想定される方が多いかと思いますが、町を歩いていると意外な所に公正証場の看板が目につきます。

また、そこに居る公正証人は独立採算制で業務を行っていると思われませんが、退官された裁判官や検察官が就くようです。

一方、自筆証書遺言は費用が掛からない反面、遺言が有効となるための要

件がかなり厳格です。

例えば、全て自筆で書かなければなりません。パソコン、コピーは禁止です。さらに、日付、署名、押印は必要要件です。印鑑は実印でなくともよいのですが、実印にされる方が多いようです。日付にめでたい日あるいは記念すべき日との思惑からか、平成〇〇年〇〇月吉日と書かれる方が時々いらつしやいますが、これは日付が特定できませんので無効です。

また、テレビドラマでお葬式が終わった後、喪服を着た相続人の前でもむろに弁護士先生が遺言書を開封しているシーンがありますが、あれはドラマの世界です。遺言書の開封は家庭裁判所において行われなければなりません（民法1004条3項）。それに、自筆証書遺言は封印することは要件ではありません。偽装・変造されるおそれがないと思われる方は開封のままでも大丈夫です。

ただし、自筆証書遺言は、公正証書遺言と違い、家庭裁判所で検認の手続きが必要で、それなりの日数がかかります。

検認とは、相続人に対し遺言の存在

及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状・加除訂正の状態・日付・署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

気が変わるとすぐに遺言を書き換えたい人や時間はあるが遺言にかけるお金がもつたいない人は自筆証書遺言を選び、多少お金はかかるけど、高額な相続財産を瑕疵なく正確に自分の思い通りにしたい方は公正証書遺言を選ぶべきでしょう。

(2) 法定相続分による遺産分割

最近では、遺言を書かれる方が増えてきましたが、それでも遺言を書かなくて亡くなる方が過半と思われま
す。なぜでしょうか。

相続させる財産がないと思っている方もいらつしやるでしょう。でも、本音は自分がいつかは死ぬことを受け止められないか、配偶者や子から本人に
対し遺言を書いてと言いつらいかでは

ないでしょうか。

遺言がないときに、民法は相続人の法定相続分（カッコ内は遺留分）を規定しています。

それは、
① 第一順位として直系卑属（子や孫）
1/2（1/4）と配偶者1/2（1/4）

② 第二順位として直系尊属（親や祖父母）
1/3（1/6）と配偶者2/3（1/3）

③ 第三順位として兄弟姉妹1/4（なし）と配偶者3/4（1/2）です。

注意しなければならないのは、子供がいなくときの配偶者です。義理の両親や兄弟姉妹と遺産分割協議をしなければなりません。

遺言があれば、兄弟姉妹との遺産分割の場合には、配偶者に全ての相続財産を相続させることができます。子供
いない夫婦は遺言を書くことをお勧め
します。

次号に続く